

指定共同生活援助 重要事項説明書

この重要事項説明書は社会福祉法人一心福祉会が提供する指定共同生活援助事業について利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び 77 条並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)、 「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 25 年沖縄県条例第 29 号) 及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 25 年沖縄県条例第 31 号) に基づく指定障害福祉サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 一心福祉会
所 在 地	沖縄県国頭郡大宜味村字津波 1 9 7 1 番地 7 6 1
電 話 番 号	0 9 8 0 - 4 4 - 2 2 3 4
代表者氏名	理事長 山城豊
設 立 年 月	昭和 5 6 年 1 2 月 4 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助事業所 (介護サービス包括型) 平成 1 8 年 1 0 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所番号)	グループホームえすの里 (4 7 2 1 7 1 0 0 1 2)
事業所の所在地	ウェーブ第一寮・ウェーブ第二寮 沖縄県国頭郡大宜味村字津波 4 0 5 番地 クガニー第一寮・クガニー第二寮 沖縄県国頭郡大宜味村字津波 4 1 8 番地
連 絡 先	電話番号 0 9 8 0 - 4 4 - 2 1 1 7 FAX 0 9 8 0 - 4 4 - 2 1 2 9
管 理 者	知念久美子
サービス管理責任者	宮城翔太郎
通常の事業の 実施地域	大宜味村、東村、国頭村
主たる対象者	知的障害者
定 員	2 0 名
開設年月日	平成 1 8 年 1 0 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活援助サービスの提供。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物 ウェーブ	構造	鉄筋コンクリート造2階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	939.87㎡
	延べ床面積	201.76㎡
建物 クガニー	構造	鉄筋コンクリート造3階建 (耐火建築物)(耐震構造)
	敷地面積	751.68㎡
	延べ床面積	296.43㎡

(2) 主な設備

ウェーブ第一寮・ウェーブ第二寮

	部屋数	備考
居室	10室	全室個室です。
談話ホール	2室	
洗面所	2室	
便所	2室	
風呂場	2室	
台所	2室	
スプリンクラー		設置済
自動火災報知設備		設置済

クガニー第一寮・クガニー第二寮

	部屋数	備考
居室	10室	全室個室です。
談話ホール	2室	

洗面所	4室	
便所	4室	
風呂場	4室	
台所	2室	
スプリンクラー		設置済
自動火災報知設備		設置済
エレベーター		有

当事業所では、沖縄県条例の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1					
サービス管理責任者	1		1			0.5	
世話人	17			15	2	4.4	
生活支援員	10	3	5		2	5.7	
夜間警備	1						(委託)

当事業所では、沖縄県条例の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	勤務時間帯（8：30～17：30）
サービス管理責任者	勤務時間帯（8：30～17：30）
世話人	勤務時間帯（7：00～9：00）（17：00～20：00） 土日等（7：00～13：00）（14：00～20：00）
生活支援員	勤務時間帯（7：00～16：00）（8：30～17：30） （12：00～21：00）（9：00～12：00）
宿直	勤務時間帯（21：00～7：00）
夜間警備	勤務時間帯（17：00～7：00）

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食 事	世話人が栄養と各人の嗜好を考えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。
排 泄	排泄に関する援助を行います。
入 浴	入浴に関する援助を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 利用者の好みにより、希望があれば付き添って購入します。 季節による衣替え、整理、整頓。
余暇活動支援	地域行事への参加促進。 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
入院等に関する支援	基本的には家族が入院中の付き添いを行います。家族が出来ない場合等は職員が付き添います。

(1) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
家 賃	月額 尚、利用者が市町村より家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とする。又月の途中で入退所があった場合は、日割り計算をします。計算方法は、1ヶ月の家賃をその月の日数で割った日額で利用した日数分支払します。又、払いすぎた分は返金いたします。	ウェーブ第一寮 ウェーブ第二寮 20,000 円 クガニー第一寮 クガニー第二寮 21,000 円
食 費	月額 食材料費 朝食・夕食（休日のみ昼食）	実費
光熱水費	月額 共用分、居室分を含みます。	実費
日 用 品	共同で使うものについて	実費
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。 ○日用品 ○保健衛生品 ○教養娯楽費	実費

社会生活上の 便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録等の複写 ・ 証明書諸書類の発行 ・ 金銭管理や貴重品管理等 ・ その他 	実費 月／1,000円

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(ア) 当事業所窓口での現金支払い

(イ) 下記指定口座への振込み

沖縄銀行 名護支店 普通預金 1411855

名義人 障害者支援施設えすの里 施設長 金城英子

(ウ) 金融機関口座からの自動引き落とし（振替日は毎月21日）

ご利用できる金融機関：JA（農協）、郵便局、県内各銀行

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意

書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：30です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村、及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 (2) 損害保険の種類 障害者施設総合補償制度
 (3) 損害保険の内容
 ① 対人賠償 2億円
 ② 対物賠償 2千万円

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 宮城翔太郎 ・解決責任者 知念久美子 ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 0980-44-2117 FAX 0980-44-2129 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 		
一心福祉会 第三者委員	前田 悠嗣	電話番号	
		現大宜味村役社会福祉協議会事務局長	
	福永 正也	電話番号	
		現東村議会議員	
0 大宜味村 住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：沖縄県国頭郡大宜味村字大兼久 157 番地 ・電話番号：0980-44-3003 		
東村役場 保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：沖縄県国頭郡東村字平良 804 番地 ・電話番号：0980-43-2202 		
国頭村役場 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 121 番地 ・電話番号：0980-41-2101 		
その他の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：市町村 ・電話番号： 		
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 ・電話番号：098-882-5704 		

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 宮城翔太郎 ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 0980-44-2117 		
------------------	---	--	--

12. 協力医療機関

医療機関の名称	北部地区医師会病院		
医 院 長 名	院 長 諸喜田 林		
所 在 地	沖縄県名護市字宇茂佐 1712 番地の 3		
電 話 番 号	0980-54-1111		
診 療 科	内科・外科	入 院 設 備	有

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・煙式火災警報器 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 有 ・消火器 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 (その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・就労センターえすの里と連携し、地震津波避難訓練年1回、自衛消防訓練年2回を利用者の方も参加して実施します。

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	グループホームの設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全室禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

15. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 知念 久美子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生の検証、再発防止策の検討などを行います。

16. 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るため、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

令和 年 月 日

指定共同生活援助事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：グループホームえすの里

説明者 職 名：

氏 名：

私は、本書面に基づいて事業者から指定共同生活援助の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所：

氏 名： 印

身元保証人 住 所：

氏 名： 印

続 柄（利用者との関係）：

電 話：

利用者は、身体等の状況により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住 所：

氏 名： 印

続 柄（利用者との関係）：